

参加
無料

時間外労働の削減・賃金引上げに向けた

働き方改革×助成金セミナー

「働き方改革」という言葉は世の中に浸透してきましたが、各企業にとって課題が山積している状況はなかなか変わりません。時間外労働の上限規制に伴う労働時間削減への取り組み、最低賃金が毎年上がっていく中での賃金引上げ（および生産性向上）が急務になっています。

そんな中、取り組みを推進するために、厚生労働省より様々な助成金が用意されております。しかし、その助成金の情報が各企業に伝わり切っていない現状があります。本セミナーでは、働き方改革の基本知識および助成金の活用について、専門家が分かりやすく説明いたします。

日時

令和5年

7月11日(火)

13:30~15:30

講師

場所

長久手市商工会館

対象者

長久手市内の事業者

定員

20名

内容

働き方改革の基礎知識
助成金を活用した働き方改革

- ・時間外労働の上限規制
- ・賃金アップ
- ・同一労働同一賃金



社労士事務所クラッチ
代表

社会保険労務士
松葉喬行 氏

北海道大学法学部卒業、㈱クボタおよび㈱ジエイテクトでの人事経験を経て、長久手市にて社会保険労務士事務所を開業。

様々な手法の働き方改革推進、助成金申請、セミナー講師等により、大企業・中小企業の人事労務管理支援を行っている。

お申込み

下記申込書を、長久手市商工会にFAX（62-7729）していただくか、
メール（info@nagakute-shoukoukai.jp）に必要事項を記載してお申し込みください。

働き方改革×助成金セミナー受講申込書【長久手市商工会 FAX 0561-62-7729】

事業所名		TEL	
住所		FAX	
業種		E-MAIL	
受講者名①		受講者名②	

社会保険労務士による 個別巡回指導のご案内

裏面、セミナーにおける個別相談、もしくは働き方改革全般、セミナーテーマ以外にも、多様なご相談に対応します。ご相談は会社に訪問させていただくことも、商工会で相談されることも可能です。ご希望の方は、下記申込書をFAXいただくか、メールにてお問い合わせ下さい。

尚、ご相談には、当商工会の経営指導員が同行いたします。

●ご相談内容（例）

- ・ 自社の就業規則を整備したい。
- ・ 自社の労働環境を整備したい。
- ・ 働き方改革全般について知りたい
- ・ 従業員に年次有給休暇を取得させられていない
- ・ 残業代の支給基準・各種手当の設定方法
- ・ 年次有給休暇消化時の給料の計算方法
- ・ パートに対する休業補償の考え方
- ・ パートに対する雇用契約書の記載の仕方

講師



社労士事務所クラッチ
代表
社会保険労務士
松葉喬行 氏



社労士法人アシスト
名古屋オフィス代表
社会保険労務士
山下裕子 氏

社会保険労務士 個別巡回指導 申込書 【長久手市商工会 FAX 0561-62-7729】

事業所名		TEL	
代表者名		FAX	
担当者名		E-MAIL	
ご希望日時	_____月 初旬・中旬・下旬		AM・PM _____ 曜日希望
相談内容			
専門家の希望	<input type="checkbox"/> あり (_____ 先生) <input type="checkbox"/> なし		

お申込み・お問い合わせ先：**長久手市商工会**

TEL 0561-62-7111 FAX 0561-62-7729

e-mail info@nagakute-shoukoukai.jp